

茨木市立春日小学校 P T A 個人情報取扱方法細則

(目的)

第 1 条 この本細則は、茨木市立春日小学校 P T A（以下「本会」という。）が取得し保有する個人情報の適正な取扱いの確保に関し必要な事項を定めることにより、本会の事業の適切かつ円滑な運営を図るとともに、個人情報に関する会員の権利および利益を保護することを目的とする。

(定義)

第 2 条 本細則における用語の定義は、次の各号に掲げるところによる。

(1) 個人情報

生存する個人に関する情報であつて、当該情報に含まれる氏名、生年月日その他の記述または個人別に付された番号、記号その他の符号により当該個人を識別できるもの（当該情報のみでは識別できないが、他の情報と容易に照合することができ、それにより当該個人を識別できることとなるものを含む。）をいう。

(2) 要配慮個人情報

本人の人種、信条、社会的身分、病歴、犯罪の経歴、犯罪により害を被った事実その他本人に対する不当な差別、偏見その他の不利益が生じないようにその取扱いに特に配慮を要する記述等が含まれる個人情報をいう。

(3) 個人情報データベース等

個人情報を含む情報の集合物であつて、特定の個人情報を電子計算機を用いて検索することができるように体系的に構成したもの、このほか名簿等のように特定の個人情報を容易に検索することができるように体系的に構成したもの（利用方法からみて個人の権利利益を害するおそれが少ないものを除く。）をいう。

(4) 個人データ

個人情報データベース等を構成する個人情報をいう。

(5) 保有個人情報

本会が開示、訂正、追加、削除、利用の停止、消去および第三者への提供の停止を行うことのできる権限を有する個人データであつて、その存否が明らかになることにより、本人または第三者の生命、身体または財産に危害が及ぶおそれがあるもの、または違法もしくは不当な行為を助長し、または誘発するおそれがあるもの以外をいう。

(6) 本人

第 1 号の個人に関する情報により識別可能となる特定の個人または未成年者個人の保護者をいう。

(7) 役員

本会の本部役員および各専門部役員をいう。

(8) 従事者

本会の指揮命令を受けて本会の業務に従事する者をいう。

(責務)

第3条 本会は、個人情報保護に関する法令等を遵守するとともに、個人情報保護法に則って運用管理を行い、活動において個人情報の保護に努めるものとする。

(個人情報保護管理者)

第4条 本会における個人情報保護管理者（以下「管理者」という。）は、本会会長とする。

2 管理者は、本会における個人情報の収集、利用、管理および保存ならびに開示および訂正の請求に対し、適正に処理する責務を負う。

3 管理者は、複数の個人情報保護代理管理者（以下「代理管理者」という。）を置くことができる。代理管理者は、管理者の指揮監督のもとにその職務を代行する。

(利用目的等の特定)

第5条 本会は、個人情報を次に掲げる目的のために利用する。

(1) 本会の会費の集金および管理、広報紙およびP T Aホームページへの記事、写真等の掲載、その他の文書等の送付など本会の運営に関する活動ならびにイベント協力サポーター、期間限定スタッフ等への文書等による連絡、イベント参加申込書等の送付、受付など本会の事業に関する活動

(2) 本部役員、専門部役員、特別委員会委員に関する名簿等の作成

(3) 茨木市立春日小学校P T A規約（以下「規約」という。）第2条に定める目的および理念を達成するための役員候補者選出等の本部運営に関する本部役員会および特別委員会の活動

(4) 規約第2条第1項の目的である「学校と家庭と社会における児童の福祉と心身の健全な発達を図る」（春日小学校に通うすべての児童の安全と心身の健やかな成長を見守る）ために必要となる登校班名簿の作成などの地区部の活動

(5) 周年記念行事に関する本部役員会、運営委員会、特別委員会の活動

(6) その他、会長が必要と認めた活動及び事業

2 本部役員、専門部役員および特別委員会の委員ならびにP T Aサークル活動団体の代表者は活動上、新たに個人情報を収集するときは、個人情報を取り扱う事業ごとに次に掲げる事項を含む「個人情報取扱業務概要説明書」を作成し、管理者を含めた運営委員会の承認を受けなければならない。

- (1) 個人情報取扱事業（業務）の名称
 - (2) 個人情報の利用目的
 - (3) 個人情報の収集の対象者
 - (4) 個人情報の収集方法
 - (5) 個人情報の記録項目
 - (6) 個人情報の記録の形態
 - (7) 個人情報の保管の形態
 - (8) 保有個人情報の保管の期間
 - (9) その他、管理者が必要と認めた事項
- 3 本細則に基づき届け出た事項を変更または廃止するときは、管理者を含めた運営委員会の承認を受けなければならない。

（個人情報の収集）

- 第6条 本会は、個人情報を収集するときはあらかじめその個人情報の利用目的を定め、その目的を本人に明示するとともに、本会の活動に必要な範囲内であらかじめ本人に同意を得るなど適正かつ公正な手段により収集するものとする。
- 2 本会は、要配慮個人情報については取得しないものとする。

（個人情報の収集への同意の取り消し）

- 第7条 会員は、個人情報の収集に同意した場合であっても、その後の事情により個別の事項・項目または全ての事項・項目について、その同意を取り消すことができる。
- 2 不同意の申し出があった場合、本会は直ちに該当する個人情報を廃棄または削除しなければならない。ただし、名簿等として既に配布しているものについては、削除の連絡をすることでこれに替える。

（個人情報の利用の制限）

- 第8条 本会は、収集した個人情報を事前に定めた目的以外に利用しない。ただし次の各号のいずれかに該当するときはこの限りではない。
- (1) 法令に基づく場合
 - (2) 人の生命、身体または財産の保護のために必要がある場合であって、本人の同意を得ることが困難であるとき
 - (3) 公衆衛生の向上または児童の健全な育成の推進のために特に必要がある場合であって、本人の同意を得ることが困難であるとき
 - (4) 国の機関もしくは地方公共団体またはその委託を受けた者が法令の定める事務を遂行することに対して協力する必要がある、本人の同意を得ることにより当該事務の遂行に

支障を及ぼすおそれがあるとき

(個人情報の管理)

第9条 管理者は、個人情報の安全確保および正確性の維持のため、次の号に掲げる事項について適正な措置を講じなければならない。

- (1) 紛失、破損その他の事故防止
- (2) 改ざんおよび漏洩の防止
- (3) 個人情報の正確性および最新性の維持
- (4) 不要となった個人情報のすみやかな廃棄または消去

2 本会は、個人情報の取扱いの全部または一部を本会以外の者に委託するときは、原則として委託契約において、個人データの安全管理について受託者が講ずべき措置を明らかにし、受託者に対する必要かつ適切な監督を行うものとする。

(保有個人情報の保管)

第10条 保有個人情報の保管は原則紙媒体とし、施錠可能な棚等で保管するものとする。

2 前項の規定にかかわらずやむを得ず電子媒体（パーソナルコンピュータ、携帯電話、U S Bメモリ等）で管理する場合は、次の各号に掲げる事項について留意するものとする。

- (1) オペレーションシステム（O S）を常に最新状態に保つこと
- (2) セキュリティソフトを導入して常に最新状態に保つこと
- (3) 個人情報が記録されているファイルまたはフォルダにはパスワードを設定してそれぞれの個人情報を見る権限がある人だけがファイルを開くことができるようにすること
- (4) 持ち出す場合には電子メールでの送付も含め、ファイルにパスワードをかけて送信するなど適切な取り扱いをすること
- (5) U S Bメモリを使用する場合は、パスワードが設定されているU S Bメモリに保存するとともに施錠可能な棚等で保管すること

3 保護者または児童の保有個人情報の保管期間は、原則その保護者の世帯に属する児童が本校に在籍する間とする。ただし、会費未納等特段の事情がある者については、保管期間をさらに一年間延長するものとする。

4 前項の規定にかかわらず、第5条第2項に定める個人情報取扱業務概要説明書に同項第8号に掲げる「保有個人情報の保管の期間」について異なる期間の定めがある場合は、当該期間を保管期間とする。

(第三者への提供の制限)

第11条 本会は、次に掲げる場合を除き、あらかじめ本人の同意を得ないで、収集した個人情報を第三者に提供してはならない。

- (1) 法令に基づく場合
 - (2) 人の生命、身体または財産の保護のために必要がある場合であって、本人の同意を得ることが困難であるとき
 - (3) 公衆衛生の向上または児童の健全育成の推進のために特に必要がある場合であって、本人の同意を得ることが困難であるとき
 - (4) 国の機関もしくは地方公共団体またはその委託を受けた者が法令の定める事務を遂行することに対して協力する必要がある場合であって、本人の同意を得ることにより当該事務の遂行に支障を及ぼすおそれがあるとき
- 2 次の各号に掲げる場合において、当該個人情報の提供を受ける者は、前項の規定の適用については、第三者に該当しないものとする。
- (1) 本会が利用目的の達成に必要な範囲内において個人情報の取扱いの全部または一部を委託する場合
 - (2) 個人情報を春日小学校等、特定の者との間で共同して利用する場合であって、その旨ならびに共同して利用される個人情報の項目、共同して利用する者の範囲、利用する者の利用目的および当該個人情報の管理について責任を有する者の氏名または名称についてあらかじめ本人に通知し、または本人が容易に知り得る状態に置いているとき
- 3 本会は、前項第2号に規定する利用する者の利用目的または個人情報の管理について責任を有する者の氏名または名称を変更する場合は、変更する内容について、あらかじめ本人に通知し、または本人が容易に知り得る状態に置くものとする。

(第三者への提供に係る記録の作成等)

第12条 本会は、収集した個人情報を第三者に提供するときは、次に掲げる事項を含む申請書を当該第三者に記載させ、あらかじめ管理者の承諾を得なければならない。

- (1) 第三者の氏名
 - (2) 提供年月日
 - (3) 提供する対象者の氏名
 - (4) 提供する情報の項目
 - (5) 対象者の同意を得ている旨
 - (6) 個人情報の使用目的
- 2 提出された申請書は、記録として取り扱うものとし、その保管は第10条の規定を準用する。

(第三者提供を受ける際の確認等)

第13条 第三者から個人情報の提供を受けるときは、次に掲げる事項について確認を行うとともに、記録を作成しなければならない。ただし、事業者ではない個人から提供を受ける

場合は、記録の作成は不要とする。

- (1) 第三者の氏名または名称、住所
- (2) 第三者が個人情報を取得した経緯
- (3) 提供を受ける対象者の氏名
- (4) 提供を受ける情報の項目
- (5) 対象者の同意を得ている旨

2 前項の記録の保管は、第10条の規定を準用する。

3 第1項の規定にかかわらず次の各号のいずれかに該当する場合は、記録の作成を要しない。

- (1) 法令に基づく場合
- (2) 人の生命、身体または財産の保護のために必要がある場合であって、本人の同意を得ることが困難であるとき
- (3) 公衆衛生の向上または児童の健全育成の推進のために特に必要がある場合であって、本人の同意を得ることが困難であるとき
- (4) 国の機関もしくは地方公共団体またはその委託を受けた者が法令の定める事務を遂行することに対して協力する必要がある場合であって、本人の同意を得ることにより当該事務の遂行に支障を及ぼすおそれがあるとき

(個人情報の開示請求)

第14条 本会は、本人から当該本人に係る個人情報について、書面または口頭により、その開示（当該本人が識別される個人情報を保有していないときにその旨を知らせることを含む。以下同じ。）の申し出があったときは、身分証明書等により本人であることを確認の上、開示をするものとする。ただし、開示することにより次の各号のいずれかに該当する場合は、その全部または一部を開示しないことができる。

- (1) 本人または第三者の生命、身体、財産その他の権利利益を害するおそれがある場合
- (2) 本会の業務の適正な実施に著しい支障を及ぼすおそれがある場合
- (3) 他の法令に違反することとなる場合

(個人情報の訂正または削除請求)

第15条 本会は、個人情報の開示を受けた者から書面または口頭により、個人情報の訂正、追加、削除または利用停止の申出があったときは、利用目的の達成に必要な範囲内において遅滞なく調査を行い、その結果を申出した者に対し、書面により通知するものとする。

2 本会は、前項の通知を受けた者から、再度申出があったときは、前項と同様の処理を行うものとする。

(苦情の処理)

第16条 本会は、個人情報の取扱いに関する苦情の適切かつ迅速な処理に努めなければならない。

(漏えい時等の対応)

第17条 本細則に違反する事実または違反するおそれがあることを発見した会員は、その旨を管理者に報告するものとする。

2 管理者は、前項による報告内容を調査し、違反の事実が判明した場合には遅滞なく本部役員に報告するとともに関係部門に適切な措置をとるよう指示するものとする。

(研修)

第18条 管理者は、役員、その他個人情報を取り扱う従業者に対して定期的に個人情報の取扱いに関する留意事項について研修を実施するものとする。

(保有個人情報の取扱方法の周知)

第19条 保有個人情報の取扱方法については、総会資料または通知などの方法により適宜、会員に周知する。

(秘密保持義務)

第20条 本会会員は、職務上知ることができた個人情報をみだりに他人に知らせ、または不当な目的に使用してはならない。

2 前項の規定は、その地位を退いた後も同様とする。

(その他)

第21条 その他、管理者が必要と認める事項および本細則の実施に必要な事項は別に定めるものとする。

(細則改正)

第22条 法令の改正又は実務上の不備が発生した場合には、本会本部役員会及び運営委員会において協議、検討し、運営委員会において2分の1以上の委員の出席のもと、その過半数以上の賛成により改正することができる。

2 前項の改正を行った場合は、第19条に規定する周知の方法をもって、速やかに会員へ周知するものとする。

附則

本細則は、平成30年3月10日から実施し、適用する。

附則

(実施期日)

- 1 本規程は、第22条第1項に基づく承認を受けた日から実施し、適用する。

(経過措置)

- 2 令和2年4月1日までの間は、第2条第1項第7号中、第5条第1項第2号中「本部役員」を「執行部役員」に、「専門部役員」を「委員会の委員長および副委員長」に、第5条第1項第3号中「本部役員会」を「執行部会」に、第5条第1項第4号中「地区部」を「地区委員会」に、第5条第1項第5号中「本部役員会」を「執行部会」に、「運営委員会」を「実行委員会」に、第5条第2項中「本部役員」を「執行部役員」に、第5条第3項中「運営委員会」を「実行委員会」に、第22条第1項中「本部役員」を「執行部役員」に、「専門部役員」を「委員会の委員長および副委員長」に読み替えるものとし、第5条第1項第1号中「ならびにイベント協力サポーター、期間限定スタッフ等への文書等による連絡」にかかる部分は適用しない。

(別添参考様式)

個人情報取扱業務概要説明書

事業（業務）名称	
利用目的	
収集の対象者	
収集方法	
記録（取得・利用）項目	
記録形態	
保管形態	
保管期間	
その他必要と認めた事項	
年 月 日 承認	